

食品寄附等に関するDX分科会 第1回

食品寄附関係事業者 ベース・レジストリ整備 の方向性

2024年6月24日

1. ベース・レジストリとは

定義等

【定義】

住所・所在地、法人の名称など、制度横断的に**多数の手続で参照されるデータ**からなるデータベース。

【ベース・レジストリの整備により可能となること】

整備を行うことで国民の利便性向上や行政運営の効率化等に資する。

ベース・レジストリの整備により、証明書等の書類の取得が不要となる、手入力が必要となる、あるいは、手続自体が必要になる等、様々な手続をより便利に行うことができるようになる。

【デジタル庁におけるベース・レジストリ整備状況】

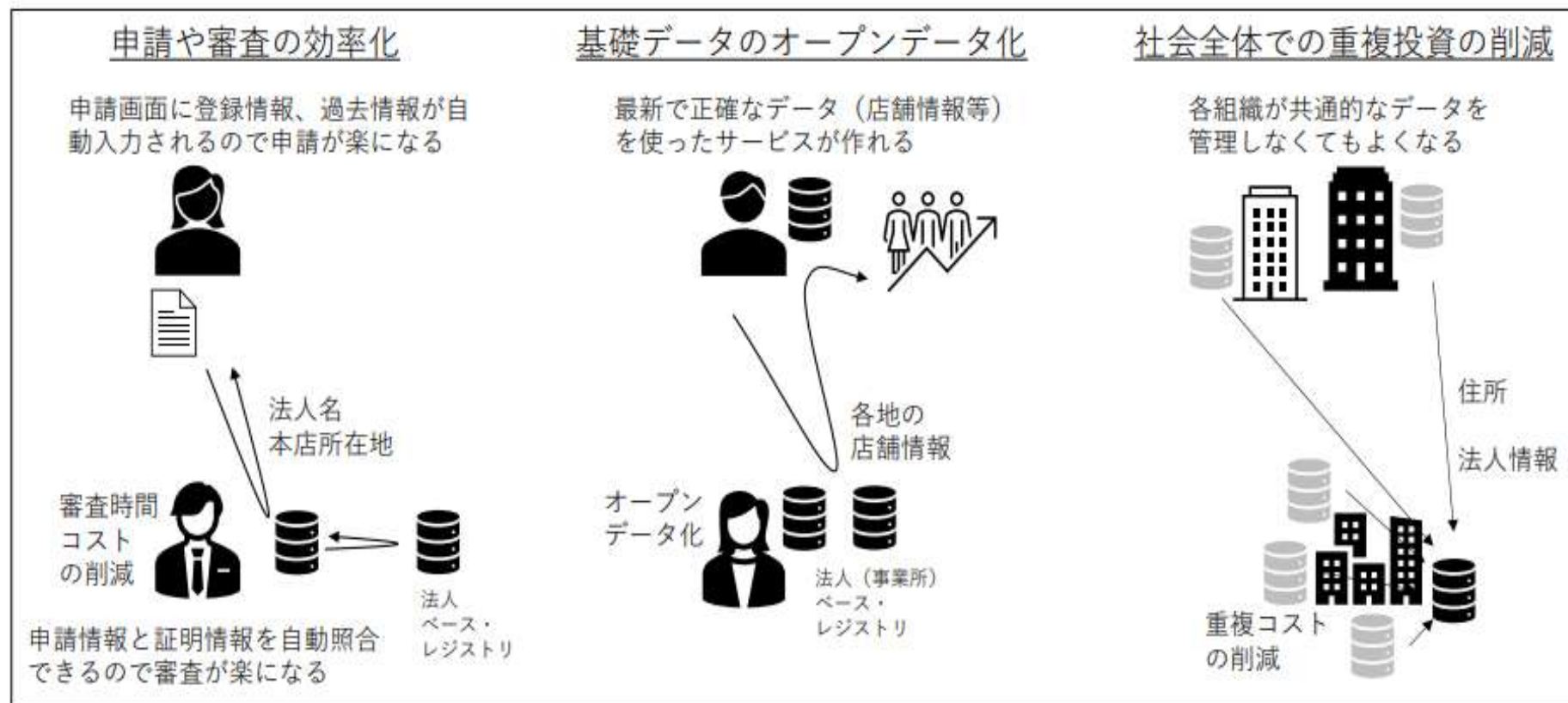
デジタル庁にて現在ベース・レジストリの整備をしており、「既に整備が終わっているもの」、「現在整備を進めているもの」、「今後整備を検討するもの」がある。

(例) 既に整備が終わっているもの：「法人番号、商号又は名称、本店又は主たる事業所の所在地」
現在整備を進めているもの：「アドレス・ベース・レジストリ」

出典：デジタル庁ホームページ

<ご参考> ベース・レジストリ活用イメージ

法人のベース・レジストリの効果例

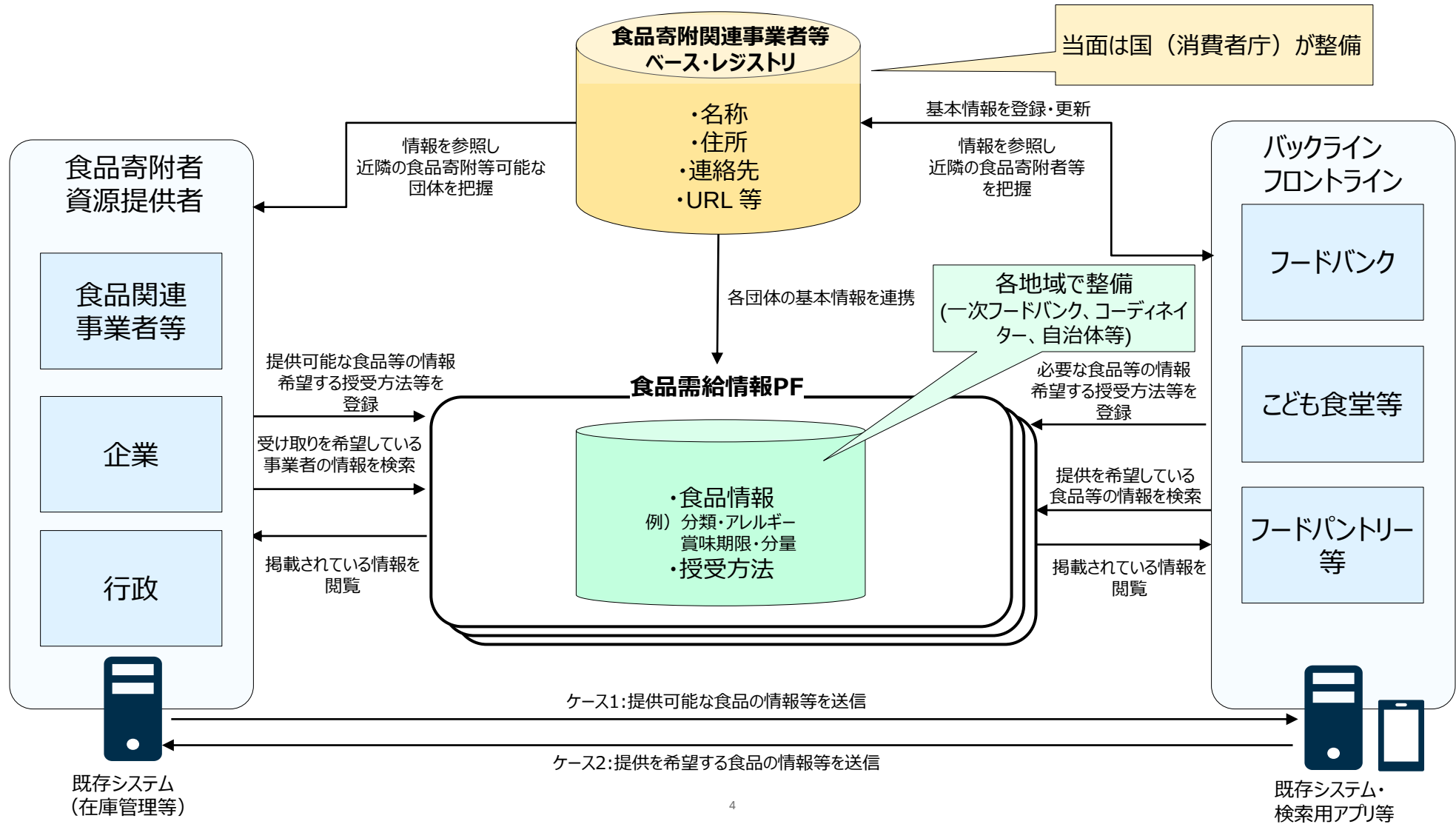


※システム構築費用の削減も実現できる

出典「デジタル庁におけるベース・レジストリの取組状況について」（令和4年12月20日こども政策DX推進チーム）

2. ベース・レジストリを作成する目的

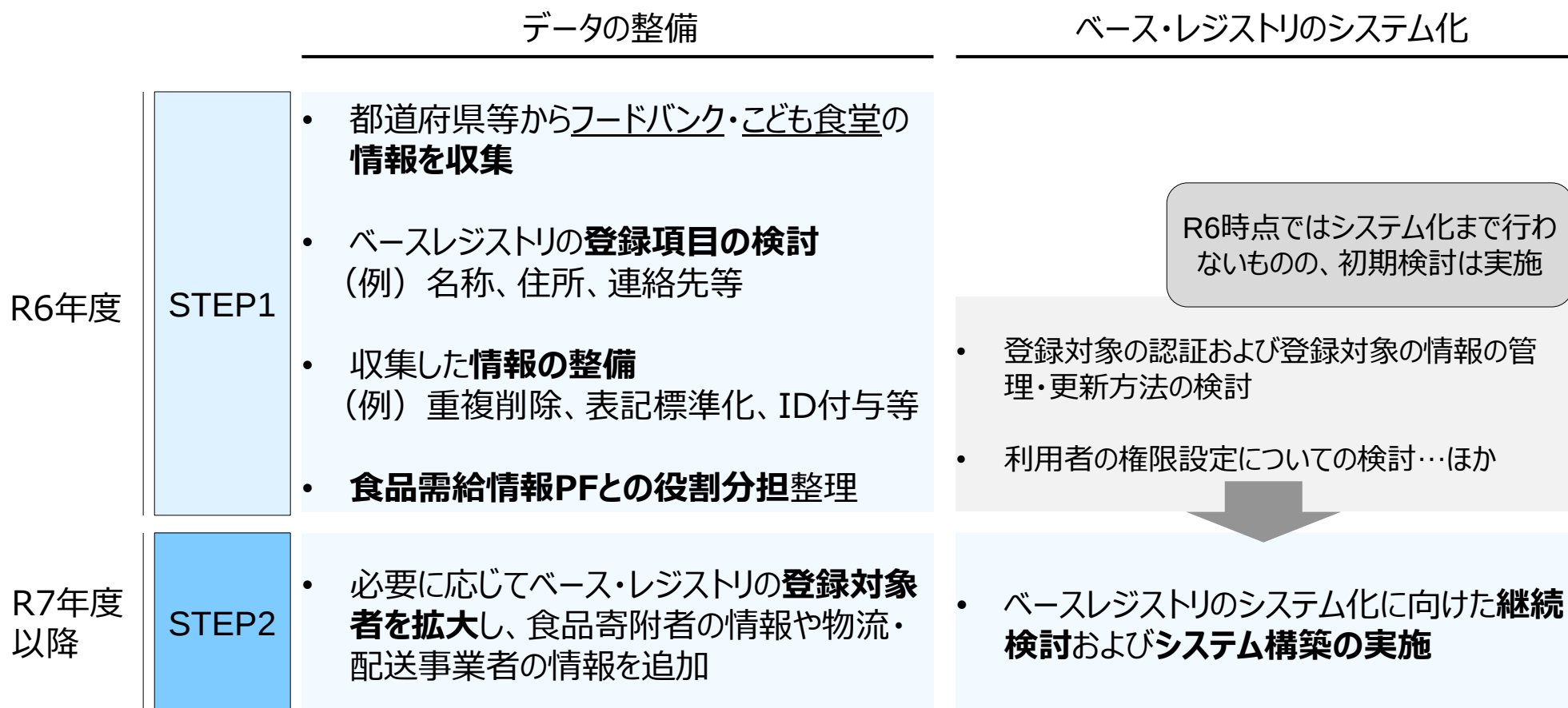
全国の食品寄附に係るサプライチェーン関係者の情報を収集しオープンデータ化し、デジタル庁が推進するベースレジストリの一部として整備することで、関係者における寄附食品に関する情報収集や、寄附食品の需給調整の効率化を目指す。



3. ベース・レジストリ作成の方向性

ベース・レジストリの作成においては、データの整備と、食品寄附関係者がそのデータを参照・利用できるようにするためのシステム化の検討がそれぞれ必要となる。

本年度は、構成するデータの整備やシステム化に向けた初期検討を実施する予定である。



4. ベース・レジストリを作成するにあたり情報収集を行った対象 フードバンク

農林水産省公表のフードバンク活動団体一覧及び各地農政局公表のフードバンクー一覧より284団体の情報を取得。

分類	参照元	取得項目
フードバンク (計284団体)	農林水産省フードバンク活動団体一覧 274団体（令和6年3月31日時点）	団体正式名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX、メールアドレス、ホームページURL
	各地域農政局フードバンクー一覧 （※）農水省掲載団体以外で各地域農政局に掲載のあった10団体。 （※）関東農政局、中国四国農政局においては、公表なし。	団体正式名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX、メールアドレス、ホームページURL

4. ベース・レジストリを作成するにあたり情報収集を行った対象 こども食堂

各都道府県のホームページ、オープンデータ化実施済みの自治体、政令市及び中核市のホームページから4776件の情報を収集。

分類	参照元	収集項目
こども食堂 (計4776件)	①各都道府県のホームページ (※) 自治体ごとに、当該都道府県内の全市町村のこども食堂の情報を掲載している場合と、一部市町村のみのこども食堂の情報を掲載している場合がある。	こども食堂名称、運営団体名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX、メールアドレス、ホームページURL
	②各自治体公表のオープンデータ (※) 埼玉県、神奈川県、福井県坂井市、沖縄市でこども食堂のオープンデータ化を実施。	こども食堂名称、住所、電話番号、メールアドレス、ホームページURL
	③政令市及び中核市のホームページ (※) 上記①②で子ども食堂の情報を取得できなかった自治体については、政令市及び中核市が公表しているこども食堂の情報を取得。	こども食堂名称、住所、電話番号、メールアドレス、ホームページURL

※上記参照元にこども食堂の情報の掲載がなかった自治体は、宮城、秋田、茨城、栃木、三重、島根。

5. ベース・レジストリについてご議論頂きたい論点

ベース・レジストリの整備に向けて、登録する内容やその管理方法について検討を進めていく必要がある。
本分科会では各論点についてご意見を頂きたい。

		議論の対象	
		R6年度段階 (システム化前)	R7年度以降 (システム化後)
論点①	ベース・レジストリに登録する対象・登録項目について	●	●
論点②	ベース・レジストリの管理・更新方法について	—	●
論点③	ベース・レジストリの登録対象へのID付与について	●	●

5. ベース・レジストリについてご議論頂きたい論点

論点①ベース・レジストリに登録する対象者、登録項目について

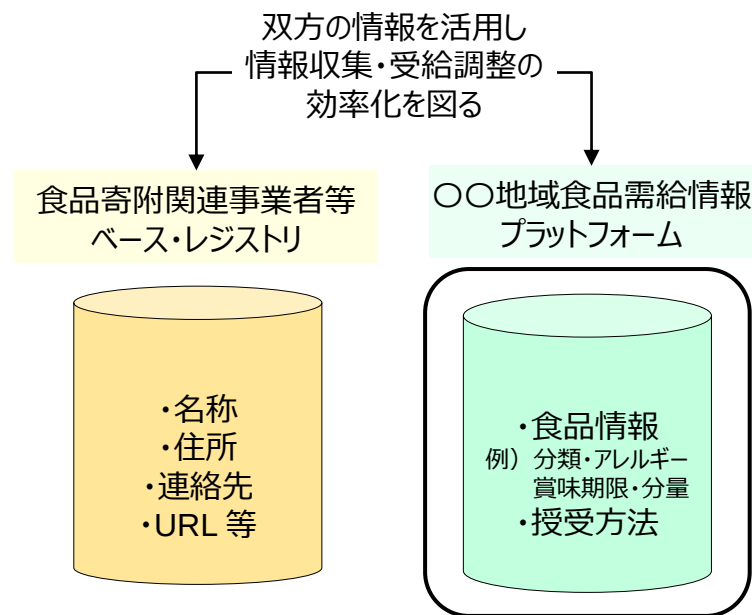
ベース・レジストリに登録する対象や登録する項目についてどのように設定するのがよいか。

■ ベース・レジストリに登録する対象の基準設定について

- 例えばこども食堂は、住所が非公開の場合や移動式の食堂である場合、開催日が月に数回程度の食堂があるが、ベース・レジストリに登録する際に一定の基準を設けて登録をする必要があるか。
- 同様に、食品寄附者を登録する際には規模等で一定の基準を設けた方がよいか。

■ ベース・レジストリに登録する項目について

- ベース・レジストリには、名称、住所、連絡先等の基本情報を登録するが、その他にもベース・レジストリに登録した方が良い項目があるか。例) 提供先の収容人数、開催日、頻度等
- 実証では、地域ごとに食品需給情報PF（仮称）を構築し、寄附者-受領者双方から提供される食品情報や授受方法などの情報を保持することを想定している。同PFとベース・レジストリの情報のすみ分けをどのようにすべきか。
- マップ上で対象の子ども食堂の場所が表示される等、地理的な検索を行うことができるようにする必要があるか。



5. ベース・レジストリについてご議論頂きたい論点

論点②ベース・レジストリの管理・更新方法について

ベース・レジストリの管理・更新方法をどのようにするか。

- ベース・レジストリに登録する主体ごとに、登録情報の更新方法も異なると考えられるが、どのように情報を管理・維持することが適切か。

例：フードバンクやこども食堂

⇒行政機関や自治体が情報を把握している⇒行政機関や自治体を通じて登録情報をアップデートするのか。

食品関連事業者

⇒一元的に情報を把握するのが難しい。登録されている個々で情報をアップデートするのか。

- 更新の負荷が大きいと情報のアップデートがされなくなる可能性が高い。どのような方法であれば、少ない負担で確実に情報が更新されるベース・レジストリとなるのか。
- こども食堂など、毎年設置数が変化する団体の動向を把握しベース・レジストリを更新するには、どのような更新方法が適切か。
- 更新にあたっては当ベース・レジストリが認知される必要があるが、周知方法をどうするか。

5. ベース・レジストリについてご議論頂きたい論点

論点③ベース・レジストリの登録対象へのID付与について

登録対象へのID付与の方法として、以下の3パターンが考えられるが、どのようにIDを振るのが適切か。

1. 本ベース・レジストリ独自のIDを付与

- ベース・レジストリ独自のIDを付与する場合、どのようなIDであれば識別・管理がしやすいか。
- API利用時のユーザ認証は、別途作りこむ必要がある。

2. 他のIDを活用する案（例：gBizIDを使用）

- gBizID自体がユニークであり、ベース・レジストリのIDとして活用することが可能。
- 但し、ベース・レジストリに登録する全ユーザにgBizIDの登録を強制することになる。
- API利用時のユーザ認証をgBizIDに委任することが可能であり、ユーザ認証の作りこみが不要。

（※）gBizID:法人・個人事業主向け共通認証システム。IDを取得することで、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログイン可能

3. ベース・レジストリ独自のIDと他のIDを併用する案

- ベース・レジストリ独自のIDとgBizIDの両方を紐づけて管理。
- いったん全ユーザに払い出すIDはベース・レジストリ独自のIDとし、gBizIDの登録は任意とすることが可能。
（①ベース・レジストリ独自のIDのみの主体、②内部識別番号 + gBizIDの両方を持つ主体が混在）
- API利用時のユーザ認証は、gBizIDを持たないユーザのために、別途作りこむ必要がある。

NTT DATA

株式会社NTTデータ経営研究所